

姫路市立高等学校 BYAD に係るプロポーザル実施要領

本要領は、姫路市立高等学校において、新入生が保護者負担により学習者用端末の購入をするにあたり、最も適正な価格、購入条件、構成内容、サポート体制等を備えた購入パッケージを用意できる事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めるものである。

1 プロポーザルに付する事項

(1) 件名

姫路市立高等学校 BYAD に係るプロポーザル（以下、「本件」という。）

(2) 目的

「GIGA スクール構想」の進展に伴い、小・中のみならず高等学校においても、全国的に「1人1台端末」が求められている。このことを受けて、令和4年度より姫路市立3高等学校においても学校指定の端末購入をする BYAD を導入しており、令和8年度も引き続き導入する。

姫路市立高等学校において、新入学生が使用する端末の購入先事業者を選定するもの。

(3) 納品場所

姫路市立高等学校（姫路市立姫路高等学校 校地）

(4) 納品期間

ア 購入申込受付期間

令和8年3月中旬～下旬（入学説明会後1週間程度）

イ 納品予定日

令和8年3月末

(5) 提案上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）

1台あたり 68,000円（電子辞書及び一括購入時における販売手数料、保険料を含む）

2 参加資格

参加申込みをする者は、次に掲げる条件を全て満たしていかなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
- (4) ホームページ掲載日から指定購入先候補者特定の日までの間において、次に掲げる要件の全てに該当すること。
 - ア 指名停止（姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定による指名停止をいう。以下同じ。）措置要件に該当しないこと。
 - イ 指名停止の措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条

の規定により、なお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。)がなされていないこと。

- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

3 実施スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは次のとおりとする。

日時	項目
令和7年12月8日(月)	ホームページ掲載
令和7年12月18日(木)午後5時	参加申込書提出、質問提出期限
令和7年12月25日(木)午後5時	提案書提出期限／ヒアリング日時通知
令和8年1月13日(火)午前	ヒアリングの実施
令和8年1月16日(金)	選定結果公表

4 プロポーザル参加申込書の提出

(1) 受付期間

令和7年12月8日(月)から同年12月18日(木)午後5時まで

なお、持参により提出する場合の受付期間は、月曜日から金曜日(祝日は除く)までの午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、郵送により提出する場合は、受付期間最終日の正午必着とする。

(2) 受付場所

第13項の担当部署

(3) 提出書類

プロポーザル参加申込書兼誓約書(様式第1号) 正本1部(代表者の印を押印したもの)

(4) 提出方法

第13項の担当部署に電話したうえで、持参又は郵送とする。

※提出した者に、仕様書及び質問書を電子メールにて送付する。

5 内容(実施要領、仕様書等)に関する質問の受付及び回答

(1) 令和7年12月8日(月)から同年12月18日(木)午後5時までに質問書(様式第2号)にて提出のこと。提出は電子メールによることとし、電話での質問には回答しない。

また、質問提出締切日以降の質問は一切認めない。

(2) 質問書の提出先

第13項の担当部署のメールアドレス(申込書提出時に通知)

(3) 質問への回答

ア 令和7年12月23日(火)に全員に電子メールで回答する。

イ 質問の内容が評価に関する内容である場合は、回答しないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答しない。

ウ プロポーザル参加者以外からの質問には回答しない。

エ 質問者名は公表しない。

(4) 質問に係る留意事項

本プロポーザルについては、質問期間を設けているので、参加予定者は、プロポーザル後において、配付資料の内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

6 提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年12月25日（木）午後5時（必着）

(2) 提出場所

第13項の担当部署

(3) 提出書類

A4サイズ又はA3サイズの用紙を用い、A4サイズにまとめて提出できるようにすること。

・業務提案本文（様式自由とするが、提案書作成要領に基づき記載すること。）正本1部、副本3部

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(5) その他

ア 提出された書類は、本プロポーザルの購入先事業者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

イ 提出された書類は、本プロポーザル以外の目的で使用しない。

ウ 提出する書類の作成に係る費用は、参加申込者の負担とする。

エ 提出された書類は、返却しない。

7 提案書等作成に関する注意事項

(1) 提案書

ア 別添の「提案書作成要領」に従い作成すること。

イ 全体のコンセプト及び導入により可能となるものを文書、イラスト、図面、実際の画面イメージ等で説明すること。また、分かりやすくするために、適宜カラーを用いたものとすること。

(2) その他

ア 提出書類の内容に関し、疑問点や確認事項が発生した場合は、説明を求めることがある。

イ 要求した以外の資料は審査対象としない。

ウ 提出期限後の提案書の変更、差替え及び再提出は認めない。

エ 提出された書類は、返却しない。

オ 提出する書類の作成に係る費用は、参加予定者の負担とする。

8 提案の審査

- (1) 審査は、提案書及びヒアリングの内容を評価し、指定購入先候補者（最優秀者）を決定する。
- (2) 審査は、姫路市立高等学校 BYAD 選定委員会（以下「委員会」という。）において実施する。
委員会の委員は提案内容を提案書作成要領の評価項目に沿って評価する。
- (3) 審査及び指定購入先候補者の決定
- ア 審査は参加委員全員による提案書に基づく書類審査及びヒアリング審査により、審査基準（提案評価）に基づき評価し、参加者ごとに評価点を算出する方法による。
提案評価は、5段階で点数化し、提案書に記述等がなく評価できない場合は0点とする。
- イ 審査の結果、評価点の最も高い参加者を指定購入先候補者とする。
- ウ 価格は上限金額内に収まる限りにおいて原則評価の対象とならないが、指定購入先候補者となるべき評価点の者が2者以上ある場合は、見積金額が安価な者を指定購入先候補者とする。
なお、見積金額も同じであった場合は、くじにより指定購入先候補者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
- (4) 審査の結果については、決定後速やかに参加者に書面により通知する。
- (5) 審査における留意事項
- ア 本プロポーザルにおいては、参加者から提出された提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて点数をつける。このため、参加者は提案内容が分かるように具体的に記述すること。
- イ 次のいずれかに該当する場合の提案は、無効とする。
- (ア) 本市が指示した事項に基づかない提案（任意追加提案を除く。）
- (イ) 提案書に虚偽の記述をした提案
- ウ 提案書の取扱い
- (ア) 一度提出した提案書は、提出期限以降、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (イ) 指定購入先候補者とならなかった参加者からの提案書等は、審査目的以外には使用しない。
- (ウ) 参加者の提案書の返却は行わない。
- (エ) 提案書の記述が、特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。
- エ 審査の経緯については一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

9 ヒアリングの実施

ヒアリングは、提案内容に関するプレゼンテーション及び委員からの質疑により実施する。

- (1) 実施日時及び場所
令和8年1月13日（火）に姫路市立姫路高等学校での実施を予定している。令和7年12月25日（木）に日時及び場所を通知する。
- (2) 説明時間等
ヒアリングの時間は、説明プレゼンテーション15分及び質疑15分の合計30分とする。

(3) 説明者及び参加者

ヒアリングの説明者及び参加者は、本プロポーザルの参加者である法人及び提案書において当事業の関係法人として記載されている法人に所属する者とする。ただし、会場の都合上人数を制限する場合があるので、ヒアリングの実施日時の連絡を受領後、速やかに参加予定者の所属と名前を第13項の担当部署のメールアドレス（申込書提出時に通知）宛てに電子メールで報告すること。

(4) 説明内容及び説明方法

ア 説明上、提案書の要約資料を用意することは問題ない。要約資料を用いる場合は、提案書と同数の紙資料を用意し、プレゼンテーション開始時に担当者へまとめて提出すること。

イ 要約資料については、提案書と齟齬がないようにすること。

ウ プrezentationに視聴覚機器を利用する場合は、パソコンは各自が準備すること。プロジェクターは学校のものを使用しても良いが、その場合は事前に申し出ること。設置及び撤収とともに5分程度を目安とし、速やかに準備を行うこと。

(5) 質疑応答時の注意事項

委員の質疑には要領よく明確に答え、委員への質問は避けること。

10 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加申込者は、第8項第3号ウの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、指定購入先候補者が特定されるまでの間は、参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意。但し、代表者の印を押印すること。）により第13項の担当部署に持参又は郵送（簡易書留等の配達の記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

11 指定購入先候補者（最優秀者）決定後の流れ

- (1) 審査の結果、特定された指定購入先候補者と諸条件の確認交渉（提案内容の協議及び仕様書の調整）を行い、合意した後に姫路市立高等学校との間で覚書を締結する。
- (2) 指定購入先候補者との諸条件の確認の結果、合意に至らなかった場合は、次順位の者を繰り上げて、その者を指定購入先候補者として諸条件の確認交渉を行う。

12 その他特記事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルへの参加資格を無効とする。
 - ア 期限までに提案書を提出しない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載がある場合
 - ウ 見積金額が提案上限額を超える場合
 - エ その他本プロポーザルの条件に違反した者
- (2) 指定購入先候補者の決定後、指定購入先候補者が覚書締結までの間に第2項に規定する参加資格を満たさなくなった場合は、指定購入先候補者の決定を無効とし、覚書を締結しないこと

がある。

- (3) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (4) 本事務局は、参加予定者同士が相通じ、又は不穏な行動をしたと覚知した場合等、本プロポーザルを公正に実施することができないと認められるときは、本プロポーザルの実施を延期し、又は本プロポーザルの実施を取り止めることができる。
- (5) 本事務局は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、本プロポーザルの実施を延期し、又は取り止めることができる。
- (6) 前2号の場合における損害は、参加予定者の負担とする。

1.3 問合せ先（本プロポーザルに関する担当部署）

〒670-0052

姫路市今宿668番地

姫路市立琴丘高等学校内

姫路市立高等学校B Y A D選定委員会事務局 担当：松井

TEL：079-292-4925